

市税概要

令和8年度



松 本 市

はじめに

松本市は、明治40年5月1日に市制を施行し、平成19年には市制施行100周年を迎えました。本州及び長野県のほぼ中央に位置し、北は安曇野市、南は塩尻市、東は上田市、西は岐阜県高山市と接しています。

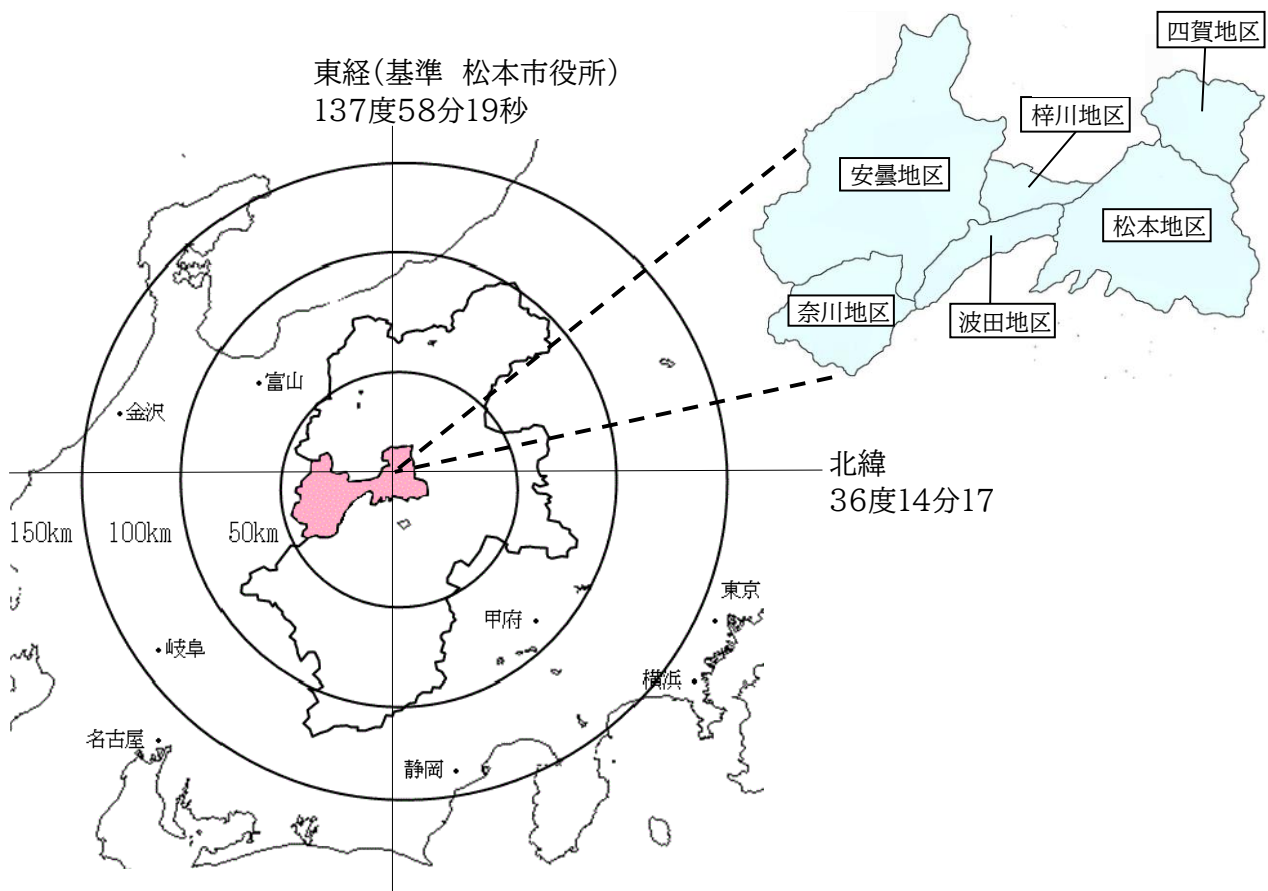
市域は、東西約52km、南北約41kmにわたり、面積は978.47km²で県下最大の広さです。

四方を恵まれた自然に囲まれ、市の東部には標高2,000mの美ヶ原高原、西部には上高地や標高3,000m級の峰々（槍ヶ岳、乗鞍岳など）が連なる北アルプスの山岳が広がります。

標高最高地点は奥穂高岳の3,190mで、国宝松本城や市庁舎がある市中心部との標高差は2,600mほどあります。

松本市の位置

面積	978.47km ²
人口	233,940人



目 次

I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

II 市税総括

1	8年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	7年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別課税額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	8年度課税状況調（当初）	14
5	8年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	入湯税	27
3	都市計画税	27
4	国民健康保険税	27
5	軽自動車税	28
6	利子割交付金	30
7	配当割交付金	30
8	株式等譲渡所得割交付金	30
9	ゴルフ場利用税交付金	30
10	口座振替納付の状況調	31
11	市税の徴収に要する経費	32
12	証明・閲覧に関する調	33

VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

I 市の概要

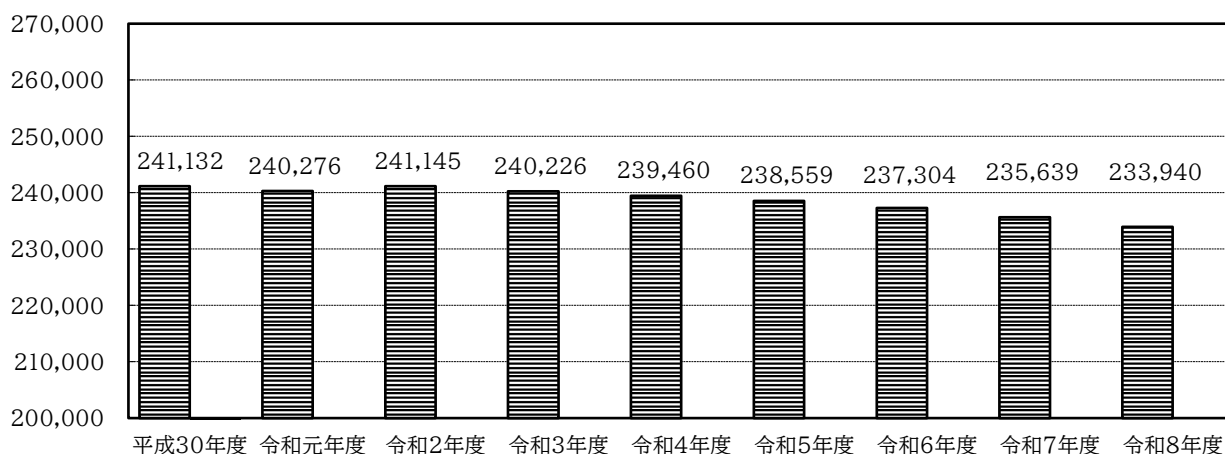
1 人口・世帯の推移

<面積> 978.47km²

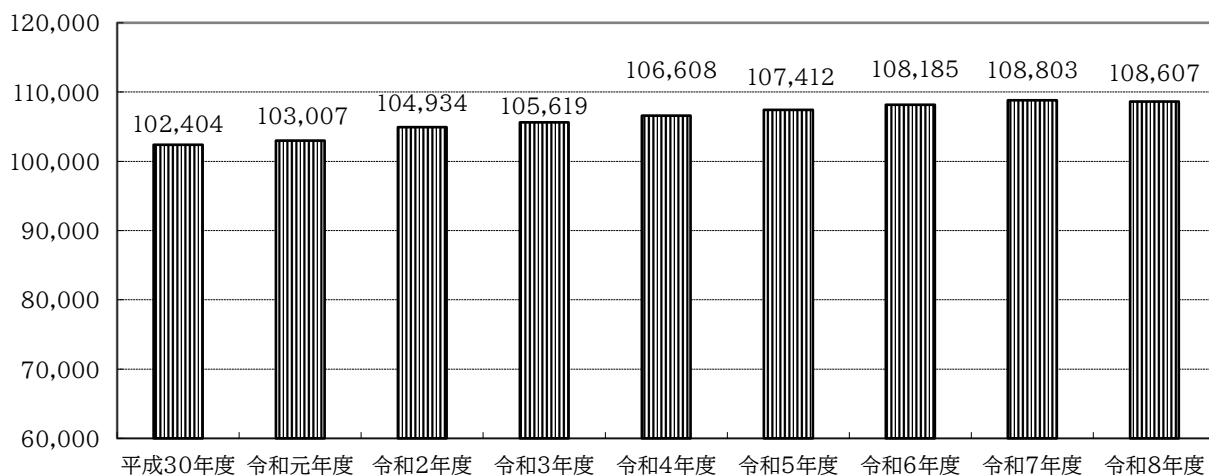
	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1km ² 当たり)
		男	女	計		
平成30年度	102,404	118,463	122,669	241,132	2.4	246
令和元年度	103,007	117,999	122,277	240,276	2.3	246
令和2年度	104,934	118,271	122,874	241,145	2.3	246
令和3年度	105,619	117,874	122,352	240,226	2.3	246
令和4年度	106,608	117,537	121,923	239,460	2.2	245
令和5年度	107,412	117,168	121,391	238,559	2.2	244
令和6年度	108,185	116,474	120,830	237,304	2.2	243
令和7年度	108,803	115,626	120,013	235,639	2.2	241
令和8年度	108,607	114,785	119,155	233,940	2.2	239

資料 長野県情報政策課「毎月人口異動調査」（各年度10月1日現在、令和8年度は4月1日）

【人 口】



【世 帯】



2 市の予算と決算

(1) 令和8年度一般会計当初予算

(単位:千円、%)

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
合 計	114,980,000	100.00%	合 計	114,980,000	100.00%
1 市 税	40,936,940	35.60%	1 議 会 費	484,800	0.42%
2 地 方 譲 与 税	985,040	0.86%	2 総 務 費	17,366,420	15.10%
3 利 子 割 交 付 金	68,000	0.06%	3 民 生 費	42,636,200	37.08%
4 配 当 割 交 付 金	320,000	0.28%	4 衛 生 費	8,494,630	7.39%
5 株式等譲渡所得割交付金	372,000	0.32%	5 労 働 費	137,630	0.12%
6 法 人 事 業 税 交 付 金	784,000	0.68%	6 農 林 水 産 業 費	3,374,150	2.93%
7 地方消費税交付金	7,873,000	6.85%	7 商 工 費	6,678,140	5.81%
8 ゴルフ場利用税交付金	29,000	0.03%	8 土 木 費	10,499,800	9.13%
9 環境性能割交付金	90,000	0.08%	9 消 防 費	3,000,810	2.61%
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	36,600	0.03%	10 教 育 費	11,844,910	10.30%
11 地方特例交付金	214,600	0.19%	11 災 害 復 旧 費	0	0.00%
12 地 方 交 付 税	15,563,880	13.54%	12 公 債 費	8,674,530	7.54%
13 交通安全対策特別交付金	34,000	0.03%	13 諸 支 出 金	1,637,980	1.42%
14 分担金及び負担金	467,320	0.41%	14 予 備 費	150,000	0.13%
15 使用料及び手数料	1,836,060	1.60%			
16 国 庫 支 出 金	15,757,140	13.70%			
17 県 支 出 金	7,685,130	6.68%			
18 財 産 収 入	728,040	0.63%			
19 寄 附 金	592,220	0.52%			
20 繰 入 金	6,545,170	5.69%			
21 繰 越 金	600,000	0.52%			
22 諸 収 入	5,966,860	5.19%			
23 市 債	7,495,000	6.52%			

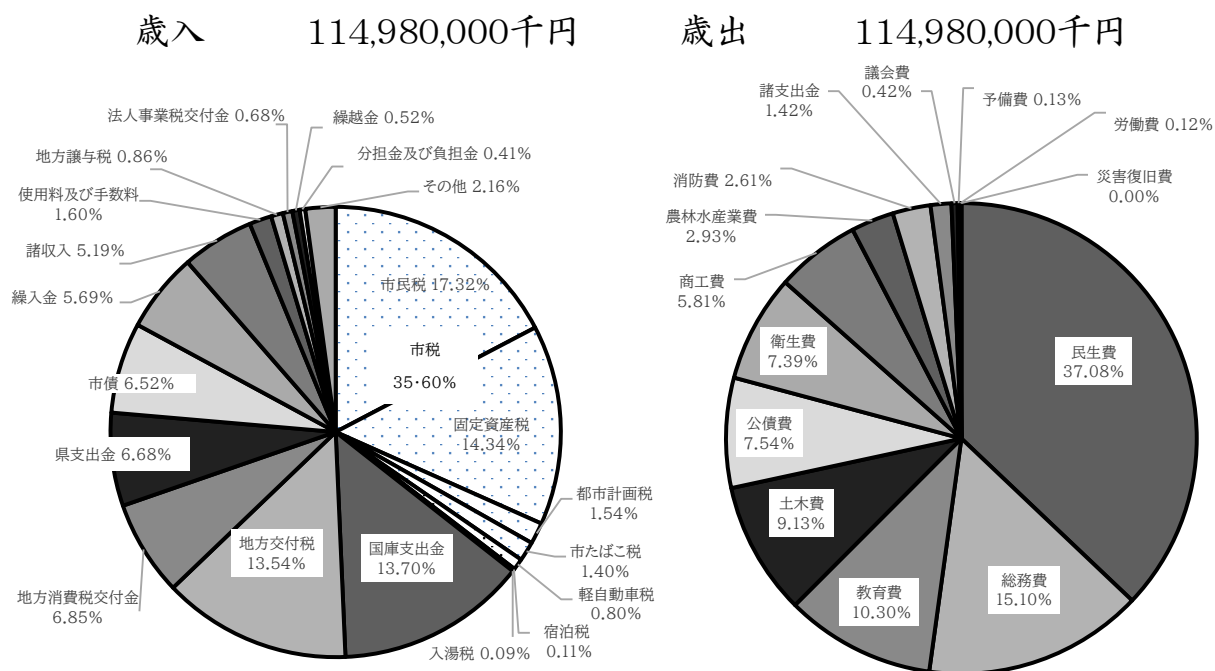
(2) 令和7年度一般会計決算状況

(単位:千円、%)

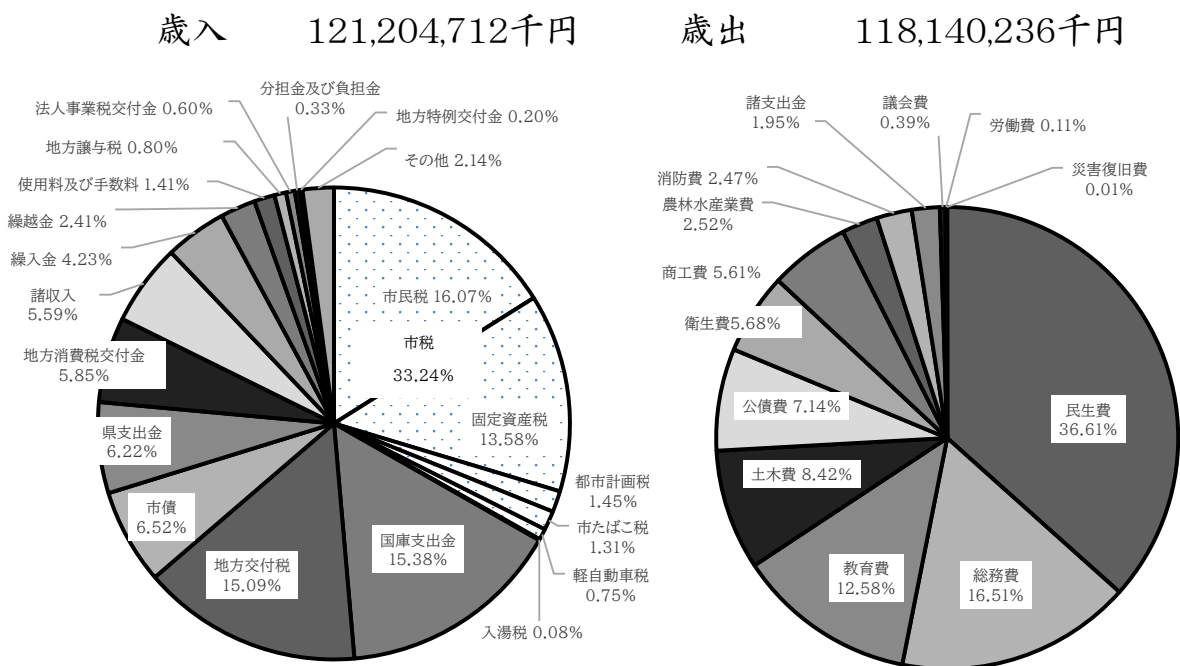
歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	構成比	科 目	決 算 額	構成比
合 計	121,204,712	99.99%	合 計	118,140,236	99.99%
1 市 税	40,290,303	33.24%	1 議 会 費	457,397	0.39%
2 地 方 譲 与 税	965,826	0.80%	2 総 務 費	19,502,079	16.51%
3 利 子 割 交 付 金	71,809	0.06%	3 民 生 費	43,247,900	36.61%
4 配 当 割 交 付 金	293,841	0.24%	4 衛 生 費	6,712,739	5.68%
5 株式等譲渡所得割交付金	456,937	0.38%	5 労 働 費	130,654	0.11%
6 法 人 事 業 税 交 付 金	726,005	0.60%	6 農 林 水 産 業 費	2,974,769	2.52%
7 地方消費税交付金	7,089,710	5.85%	7 商 工 費	6,634,926	5.61%
8 ゴルフ場利用税交付金	29,754	0.02%	8 土 木 費	9,953,890	8.42%
9 環境性能割交付金	94,332	0.08%	9 消 防 費	2,915,472	2.47%
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	37,548	0.03%	10 教 育 費	14,861,858	12.58%
11 地方特例交付金	237,444	0.19%	11 災 害 復 旧 費	14,993	0.01%
12 地 方 交 付 税	18,288,308	15.09%	12 公 債 費	8,431,253	7.14%
13 交通安全対策特別交付金	34,507	0.03%	13 諸 支 出 金	2,302,306	1.95%
14 分担金及び負担金	396,193	0.33%	14 予 備 費	0	0.00%
15 使用料及び手数料	1,710,216	1.41%			
16 国 庫 支 出 金	18,636,975	15.38%			
17 県 支 出 金	7,542,930	6.22%			
18 財 産 収 入	629,926	0.52%			
19 寄 附 金	941,796	0.78%			
20 繰 入 金	5,123,475	4.23%			
21 繰 越 金	2,924,821	2.41%			
22 諸 収 入	6,776,456	5.59%			
23 市 債	7,905,600	6.52%			

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。
 ※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

令和8年度一般会計当初予算



令和7年度一般会計決算額



3 税務機構と事務分掌

(令和8年4月1日現在)

区分		係	課長	係長	主査	主査補	主任	主事	事務員	会計年度任用職員	計	事務分掌
財 政 部	市 民 税 課		1								1	
		庶務担当		(2) 2	1		1	2	1	2	9	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税・宿泊税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(2) 4	1		6	5	2	4	22	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	6	2	0	7	7	3	6	32	
	資 産 税 課		1								1	
		庶務担当		(1) 1	1		3			2	7	税制研究、市税統計、予算、地番図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地担当		(1) 1	1		2	1	3		8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価
		家屋担当		(4) 4			2	4	1	7	18	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税対応
		計	1	6	2	0	7	5	4	9	34	
	納 税 課		1								1	
		庶務担当		(1) 3			4		2	4	13	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、各係に属さない事務
		整理担当		(2) 6	4	1	7	9	1	10	38	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
		計	1	9	4	1	11	9	3	14	52	

健康福祉部	保 險 課		1								1	
		保険税担当		(2) 5	2		2	2		6	17	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免及び異議申立ての調査
		計	1	5	2	0	2	2	0	6	18	

()内の数字は課長補佐(再掲)

Ⅱ 市税総括

1 8年度市税の当初予算

区 分			令和8年度 当初予算額(A)	令和7年度 当初予算額(B)	令和7年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計			千円 40,936,940	千円 39,049,000	千円 40,206,000	% 4.8	
1	市 民 税		19,919,000	18,571,000	19,402,000	7.3	
	(1) 個 人	現年課税分	15,855,000	15,099,000	15,714,000	5.0	
		滞納繰越分	56,000	54,000	54,000	3.7	
	(2) 法 人	現年課税分	4,000,000	3,408,000	3,624,000	17.4	
		滞納繰越分	8,000	10,000	10,000	△ 20.0	
2	固 定 資 産 税		16,492,000	16,123,000	16,433,000	2.3	
	(1) 純固定資産税	現年課税分	16,308,000	15,941,000	16,251,000	2.3	
		滞納繰越分	39,000	38,000	38,000	2.6	
	(2) 交 付 金		145,000	144,000	144,000	0.7	
	3	軽 自 動 車 税		924,000	903,000	903,000	2.3
	(1) 種別割	現年課税分	846,000	833,000	833,000	1.6	
		滞納繰越分	4,000	4,000	4,000	0.0	
	(2) 環境性能割		74,000	66,000	66,000	12.1	
	4	市 た ば こ 税		1,605,000	1,615,000	1,615,000	△ 0.6
5	入 湯 税		104,000	100,000	100,000	4.0	
		現年課税分	104,000	100,000	100,000	4.0	
		滞納繰越分	0	0	0	－	
6	宿 泊 税		126,940				
		現年課税分	126,940				
		滞納繰越分	0				
7	都 市 計 画 税		1,766,000	1,737,000	1,753,000	1.7	
		現年課税分	1,762,000	1,733,000	1,749,000	1.7	
		滞納繰越分	4,000	4,000	4,000	0.0	
国 民 健 康 保 険 税			4,698,980	4,542,150	4,684,170	3.5	
	(1)医療分	(ア)一般分	現年課税分	2,926,700	2,906,000	2,973,320	0.7
			滞納繰越分	112,930	117,160	129,360	△ 3.6
		(イ)退職分	現年課税分	0	0	0	0.0
			滞納繰越分	10	10	10	0.0
	(2)支援金分	(ア)一般分	現年課税分	1,114,940	1,095,930	1,129,350	1.7
			滞納繰越分	42,710	43,620	48,060	△ 2.1
		(イ)退職分	現年課税分	0	0	0	0.0
			滞納繰越分	10	10	10	0.0
	(3)介護分	(ア)一般分	現年課税分	363,760	358,400	381,610	1.5
			滞納繰越分	20,270	21,010	22,440	△ 3.5
		(イ)退職分	現年課税分	0	0	0	0.0
			滞納繰越分	10	10	10	0.0
(4)子ども分	(ア)一般分	現年課税分	117,640			0.0	

2 税目別決算額比較表

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

科 目	令 和 4 年 度					令 和 5 年 度				
	決 算 額					決 算 額				
	調 定 額	伸 率	収 入 額	伸 率	収 納 率	調 定 額	伸 率	収 入 額	伸 率	収 納 率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
合 計	38,028,700	3.1	37,521,099	3.4	98.67	38,820,596	2.1	38,317,551	2.1	98.70
現年課税分	37,527,914	3.8	37,338,194	3.9	99.49	38,359,965	2.2	38,142,179	2.2	99.43
滞納繰越分	500,786	△ 34.1	182,905	△ 48.4	36.52	460,631	△ 8.0	175,372	△ 4.1	38.07
1 市 民 税	17,789,591	0.9	17,509,995	1.4	98.43	18,149,952	2.0	17,870,854	2.1	98.46
現年課税分	17,515,123	1.5	17,414,973	1.6	99.43	17,899,742	2.2	17,780,350	2.1	99.33
滞納繰越分	274,468	△ 24.6	95,022	△ 25.7	34.62	250,210	△ 8.8	90,504	△ 4.8	36.17
2 固定資産税	15,973,843	4.8	15,787,777	5.0	98.82	16,327,478	2.2	16,143,805	2.3	98.87
現年課税分	15,789,111	5.9	15,714,370	5.9	99.52	16,156,077	2.3	16,072,608	2.3	99.48
滞納繰越分	184,732	△ 45.1	73,407	△ 62.9	39.74	171,401	△ 7.2	71,197	△ 3.0	41.54
3 軽自動車税	846,702	6.4	825,515	6.7	97.50	869,901	2.7	849,540	2.9	97.66
現年課税分	825,773	6.7	819,372	6.8	99.22	849,915	2.9	844,011	3.0	99.31
滞納繰越分	20,929	△ 4.7	6,143	△ 5.7	29.35	19,986	△ 4.5	5,529	△ 10.0	27.66
4 市たばこ税	1,614,364	6.0	1,614,364	6.0	100.00	1,632,615	1.1	1,632,615	1.1	100.00
現年課税分	1,614,364	6.0	1,614,364	6.0	100.00	1,632,615	1.1	1,632,615	1.1	100.00
滞納繰越分	—	—	—	—	—	0.0	—	0.0	—	—
5 入 湯 税	90,611	56.0	90,269	56.5	99.62	98,614	8.8	98,572	9.2	99.96
現年課税分	90,224	56.5	89,882	56.2	99.62	98,136	8.8	98,094	9.1	99.96
滞納繰越分	387	△ 13.2	387	131.7	100.06	478	23.5	478	23.5	100.00
6 都市計画税	1,713,589	3.5	1,693,179	3.7	98.81	1,742,036	1.7	1,722,165	1.7	98.86
現年課税分	1,693,319	4.6	1,685,233	4.6	99.52	1,723,480	1.8	1,714,501	1.7	99.48
滞納繰越分	20,270	△ 44.6	7,946	△ 63.4	39.20	18,556	△ 8.5	7,664	△ 3.5	41.30
国民健康保険税	5,693,293	△ 8.5	4,569,487	△ 8.5	80.26	5,519,640	△ 3.1	4,529,327	△ 0.9	82.06
現年課税分	4,625,163	△ 8.6	4,348,052	△ 8.6	94.01	4,597,732	△ 0.6	4,323,329	△ 0.6	94.03
滞納繰越分	1,068,130	△ 8.1	221,435	△ 5.4	20.73	921,908	△ 13.7	205,998	△ 7.0	22.34

令和6年度					令和7年度				
決算額					決算額				
調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
38,630,640	△ 0.5	38,157,576	△ 0.4	98.78	40,791,336	5.6	40,290,353	5.6	98.77
38,178,079	△ 0.5	37,964,567	△ 0.5	99.44	40,366,241	5.7	40,112,918	5.7	99.37
452,561	△ 1.8	193,009	10.1	42.65	425,095	△ 6.1	177,435	△ 8.1	41.74
17,991,339	△ 0.9	17,727,453	△ 0.8	98.53	19,760,167	9.8	19,473,857	9.9	98.55
17,742,083	△ 0.9	17,620,804	△ 0.9	99.32	19,528,537	10.1	19,378,266	10.0	99.23
249,256	△ 0.4	106,649	17.8	42.79	231,630	△ 7.1	95,591	△ 10.4	41.27
16,275,603	△ 0.3	16,103,740	△ 0.2	98.93	16,636,566	2.2	16,459,748	2.2	98.93
16,108,552	△ 0.3	16,030,515	△ 0.3	99.51	16,477,243	2.3	16,390,164	2.2	99.46
167,051	△ 2.5	73,225	2.8	43.83	159,323	△ 4.6	69,584	△ 5.0	43.67
899,064	3.4	880,380	3.6	97.92	927,050	3.1	909,382	3.3	98.09
880,861	3.6	875,267	3.7	99.36	910,323	3.3	904,615	3.4	99.37
18,203	△ 8.9	5,113	△ 7.5	28.09	16,727	△ 8.1	4,767	△ 6.8	28.50
1,616,381	△ 1.0	1,616,381	△ 1.0	100.00	1,590,406	△ 1.6	1,590,406	△ 1.6	100.00
1,616,381	△ 1.0	1,616,381	△ 1.0	100.00	1,590,406	△ 1.6	1,590,406	△ 1.6	100.00
0.0	—	0.0	—	—	—	—	—	—	—
99,338	0.7	99,207	0.6	99.87	101,302	2.0	100,322	1.1	99.03
99,267	1.2	99,136	1.1	99.87	101,200	1.9	100,321	1.2	99.13
71	△ 85.1	71	△ 85.1	100.00	102	43.7	1	△ 98.6	0.98
1,748,915	0.4	1,730,415	0.5	98.94	1,775,845	1.5	1,756,638	1.5	98.92
1,730,935	0.4	1,722,464	0.5	99.51	1,758,532	1.6	1,749,146	1.5	99.47
17,980	△ 3.1	7,951	3.7	44.22	17,313	△ 3.7	7,492	△ 5.8	43.27
5,440,734	△ 1.4	4,574,397	1.0	84.08	5,453,840	0.2	4,689,334	2.5	85.98
4,572,940	△ 0.5	4,334,133	0.2	94.78	4,735,727	3.6	4,472,654	3.2	94.44
867,794	△ 5.9	240,264	16.6	27.69	718,113	△ 17.2	216,680	△ 9.8	30.17

3 7年度市税の収納実績

※ 表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 40,366,241	千円 425,095	千円 40,791,336	千円 40,112,918
普 通 税	計	38,506,509	407,680	38,914,189	38,263,451
	1 市 民 税	19,528,537	231,630	19,760,167	19,378,266
	(1) 個 人 均 等 割	386,759	5,337	392,096	383,218
	(2) 個 人 所 得 割	15,387,876	212,484	15,600,360	15,258,319
	(上記のうち退職所得分)	142,273		142,273	142,273
	(3) 法 人 均 等 割	959,654	3,530	963,184	955,108
	(4) 法 人 税 割	2,794,248	10,279	2,804,527	2,781,621
	2 固 定 資 産 税	16,477,243	159,323	16,636,566	16,390,164
	(1) 純 固 定 資 産 税	16,332,568	159,323	16,491,891	16,245,489
	ア 土 地	5,540,061	54,043	5,594,104	5,510,453
	イ 家 屋	7,751,848	75,619	7,827,467	7,710,085
	ウ 償 却 資 産	3,040,659	29,661	3,070,320	3,024,951
	(2) 交 付 金	144,675		144,675	144,675
	3 軽 自 動 車 税	910,323	16,727	927,050	904,615
	(1) 種 別 割	835,264	16,727	851,991	829,556
	(2) 環 境 性 能 割	75,059	—	75,059	75,059
	4 市 た ば こ 税	1,590,406	—	1,590,406	1,590,406
目 的 税	計	1,859,732	17,415	1,877,147	1,849,467
	1 入 湯 税	101,200	102	101,302	100,321
	2 都 市 計 画 税	1,758,532	17,313	1,775,845	1,749,146
	(1) 土 地	875,875	8,623	884,498	871,250
	(2) 家 屋	882,657	8,690	891,347	877,896
国民健康保険税		4,735,727	718,112	5,453,839	4,472,654

入 額		収 納 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前 年 度
千円	千円	%	%	%	%
177,435	40,290,353	99.37	41.74	98.77	98.70
169,942	38,433,393	99.37	41.69	98.76	98.69
95,591	19,473,857	99.23	41.27	98.55	98.46
2,183	385,401	99.08	40.90	98.29	98.33
86,913	15,345,232	99.16	40.90	98.36	98.29
	142,273	100.00	—	100.00	96.14
1,660	956,768	99.54	47.04	99.34	99.28
4,835	2,786,456	99.55	47.04	99.36	99.27
69,584	16,459,748	99.47	43.67	98.94	98.87
69,584	16,315,073	99.47	43.67	98.93	98.87
23,603	5,534,056	99.47	43.67	98.93	98.86
33,024	7,743,109	99.46	43.67	98.92	98.87
12,957	3,037,908	99.48	43.68	98.94	98.87
	144,675	100.00	—	100.00	100.00
4,767	909,382	99.37	28.50	98.09	97.66
4,767	834,323	99.32	28.50	97.93	97.49
—	75,059	100.00	0.00	100.00	100.00
—	1,590,406	100.00	—	100.00	100.00
7,493	1,856,960	99.45	43.03	98.92	98.92
1	100,322	99.13	0.98	99.03	99.96
7,492	1,756,638	99.47	43.27	98.92	98.86
3,732	874,982	99.47	43.28	98.92	98.85
3,760	881,656	99.46	43.27	98.91	98.87
216,680	4,689,334	94.44	30.17	85.98	82.34

4 市税負担状況調

区 分		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		税 額	伸 率	税 額	伸 率	税 額	伸 率
人口一人当たり	市 税 総 額	円 157,274	% 4.2	円 161,642	% 2.8	円 172,550	% 6.7
	市 民 税 個 人	59,177	2.0	61,986	4.7	67,430	8.8
	純 固 定 資 産 税	65,555	6.3	67,469	2.9	69,815	3.5
	そ の 他 の 税	32,542	4.3	32,187	△ 1.1	35,305	9.7
一世帯当たり	市 税 総 額	351,401	3.3	356,545	1.5	371,673	4.2
	市 民 税 個 人	132,221	1.1	136,727	3.4	145,245	6.2
	純 固 定 資 産 税	146,472	5.4	148,821	1.6	150,382	1.0
	そ の 他 の 税	72,708	3.4	70,997	△ 2.4	76,046	7.1

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
合 計	納 税 義 務 者 数	125,108	126,980	126,134
	均 等 割 の み	15,793	8,542	7,978
	均等割・所得割合算	109,315	118,438	118,156
特 別	給 与	85,570	86,209	85,474
	均 等 割 の み	4,834	2,043	1,886
	均等割・所得割合算	80,736	84,166	83,588
徴 収	年 金	20,240	21,572	22,746
	均 等 割 の み	5,463	3,349	3,447
	均等割・所得割合算	14,777	18,223	19,299
普 通 徴 収	納 税 義 務 者 数	19,298	19,199	17,914
	均 等 割 の み	5,496	3,150	2,645
	均等割・所得割合算	13,802	16,049	15,269
特 別 徴 収 義 務 者		給 与	10,584	10,718
		年 金	7	7

備考 7月1日現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
納 税 義 務 者 数	125,146	127,031	126,179
均 等 割 の み	15,831	8,598	8,016
均等割・所得割合算	109,315	118,433	118,163

備考 6月末現在の現年課税分

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

区 分		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 231,031,389	千円 285,040,580	千円 295,817,497
	所 得 割	13,485,816	15,218,117	15,868,668
	均 等 割	375,462	381,090	378,535
	計	13,861,278	15,599,207	16,247,203
特別徴収	所 得 割	11,133,887	12,453,089	13,084,194
	均 等 割	298,807	302,169	301,239
	計	11,432,694	12,755,258	13,385,433
普通徴収	所 得 割	2,351,929	2,765,028	2,784,474
	均 等 割	76,655	78,921	77,296
	計	2,428,584	2,843,949	2,861,770

備考 6月末現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区 分		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 231,031,389	千円 285,040,580	千円 295,817,497
	所 得 割	8,987,671	10,142,343	10,575,974
	均 等 割	187,744	190,538	189,270
	計	9,175,415	10,332,881	10,765,244
特別徴収	所 得 割	7,420,600	8,299,800	8,720,445
	均 等 割	149,408	151,075	150,621
	計	7,570,008	8,450,875	8,871,066
普通徴収	所 得 割	1,567,071	1,842,543	1,855,529
	均 等 割	38,336	39,463	38,649
	計	1,605,407	1,882,006	1,894,178

備考 6月末現在の現年課税分

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

区 分 \ 年 度	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
給 与 所 得 者	90,271 ^人	82.6 [%]	95,182 ^人	80.4 [%]	93,718 ^人	79.3 [%]
営 業 等 所 得 者	3,777	3.5	4,295	3.6	4,450	3.8
農 業 所 得 者	571	0.5	676	0.6	793	0.7
そ の 他 の 所 得 者	13,195	12.1	16,480	13.9	17,338	14.7
譲渡所得等の所得者	1,501	1.4	1,805	1.5	1,857	1.6
合 計	109,315	100.0	118,438	100.0	118,156	100.0

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 年度別所得割額

区 分 \ 年 度	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		令 和 8 年 度	
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比
給 与 所 得 者	11,208,020 ^{千円}	83.2 [%]	12,451,870 ^{千円}	81.9 [%]	13,027,761 ^{千円}	82.2 [%]
営 業 等 所 得 者	657,777	4.9	711,258	4.7	734,426	4.6
農 業 所 得 者	87,163	0.6	119,949	0.8	162,306	1.0
そ の 他 の 所 得 者	878,635	6.5	1,059,669	7.0	1,111,872	7.0
譲渡所得等の所得者	643,000	4.8	855,740	5.6	814,099	5.1
合 計	13,474,595	100.0	15,198,486	100.0	15,850,464	100.0
(平 均 税 率)	6.0		6.0		5.9	

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 8年度課税状況調(当初)

所得者区分	均等割のみを納める者	
	人 員	均 等 割 額
給 与 所 得 者	3,348	10,044
営 業 等 所 得 者	614	1,842
農 業 所 得 者	69	207
その他の所得者	3,947	11,841
家屋敷等のみ		
合 計	7,978	23,934
令 和 7 年 度	8,542	25,626

備考 7月1日現在の現年課税分

5 8年度課税所得の状況

(1) 課税標準段階別所得

分課税標準段階	納 税 義務者数	総所得金額等 (山林所得含)	先物取引に係 る雑所得	上場株式 等に係る 配当所得	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡所得	株式等に係る 譲 渡 所 得	所得合計額
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10万円以下の金額	3,669	2,746,515	139,585	4,943	1,575,477	2,944	334,108	4,803,572
10万円超～100万円以下	33,336	48,879,987	7,168	29,458	939,088	8,543	320,652	50,184,896
100万円超～200万円以下	32,016	83,114,300	28,952	40,955	1,051,294	15,909	490,028	84,741,438
200万円超～300万円以下	20,958	80,848,444	78,289	27,066	890,558	4,582	252,333	82,101,272
300万円超～400万円以下	12,224	62,464,669	32,969	20,342	925,017	2,056	212,213	63,657,266
400万円超～550万円以下	8,227	53,843,044	17,539	17,439	454,130	3,058	473,360	54,808,570
550万円超～700万円以下	2,735	22,422,202	43,736	18,041	550,072	16,555	366,730	23,417,336
700万円超～1,000万円以下	2,369	24,704,971	98,230	69,262	247,536	5,171	1,382,866	26,508,036
1,000万円を超える金額	2,622	52,864,979	50,136	187,558	512,968	9,428	2,733,040	56,358,109
合 計	118,156	431,889,111	496,604	415,064	7,146,140	68,246	6,565,330	446,580,495

備考 7月1日現在の現年課税分

均等割と所得割を納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
94,542	283,626	13,326,872	97,890	13,620,542
4,491	13,473	758,300	5,105	773,615
797	2,391	164,001	866	166,599
18,326	54,978	1,601,291	22,273	1,668,110
			0	0
118,156	354,468	15,850,464	126,134	16,228,866
118,438	355,314	15,198,518	126,980	15,579,458

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区 分 \ 年 度		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度
資本金等の額	従業員数	社	社	社	社
1千万円以下	50人以下	5,604	5,716	5,794	5,793
1千万円以下	50人超	59	58	54	54
1千万円超1億円以下	50人以下	1,210	1,195	1,173	1,167
1千万円超1億円以下	50人超	109	108	115	117
1億円超10億円以下	50人以下	452	437	437	445
1億円超10億円以下	50人超	57	57	58	58
10億円超	50人以下	572	575	567	567
10億円超50億円以下	50人超	23	21	21	21
50億円超	50人超	53	50	48	48
合 計		8,139	8,217	8,267	8,270
伸 率		0.6 %	1.0 %	0.6 %	0.0 %

備考 1 区分は地方税法第312条で定める区分

2 各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)

3 8年度は6月末現在の数値

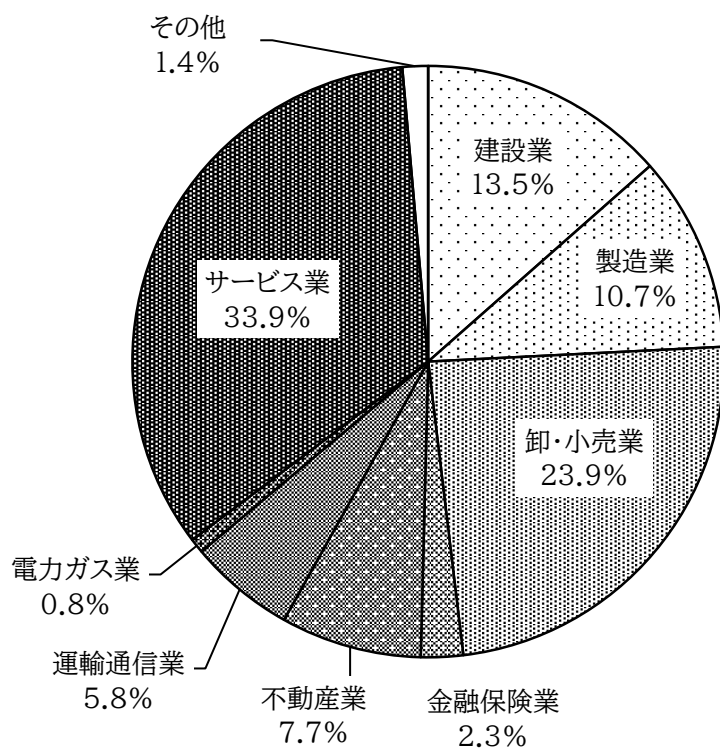
(2) 年度別調定額

区 分		令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
現 年 度 分		千円	千円	千円	千円
	税 割	2,369,978	2,182,190	2,659,289	2,716,672
	均 等 割	946,613	935,102	960,278	940,458
	計	3,316,591	3,117,292	3,619,567	3,657,130
過 年 度 分	税 割	57,589	49,999	70,944	77,579
	均 等 割	20,441	22,317	17,172	19,196
	計	78,030	72,316	88,116	96,775
合 計	税 割	2,427,567	2,232,189	2,730,233	2,794,251
	均 等 割	967,054	957,419	977,450	959,654
	計	3,394,621	3,189,608	3,707,683	3,753,905
	伸 率	1.2 %	△ 6.0 %	16.2 %	1.2 %

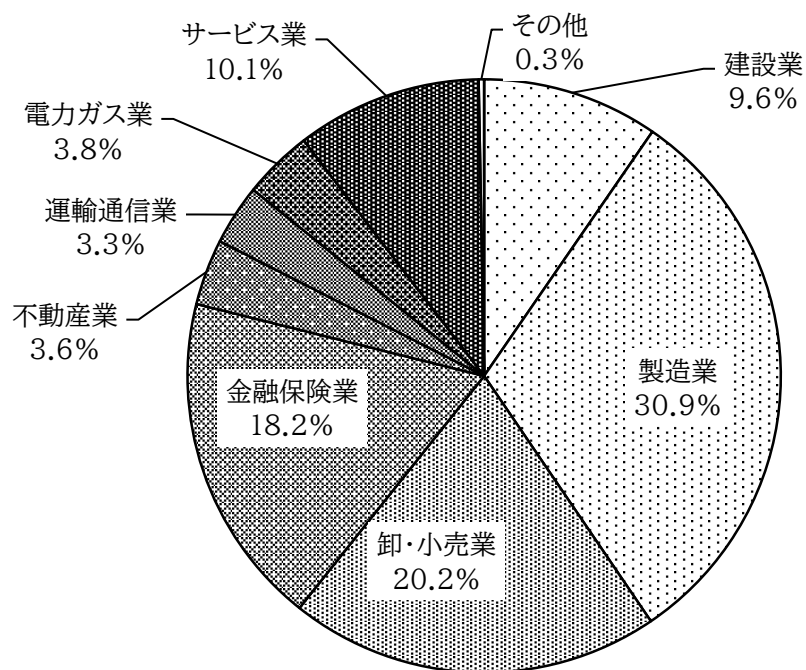
備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 令和7年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)

法人数(8,267社)



税割額(2,716,672千円)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
26	13.8 3,364,056	△ 11.8 64,233	14.5 3,299,823	△ 15.1 2,220	△ 12.8 2,681	270.6 1,486	22.7 214,316
27	△ 10.9 2,996,672	14.8 73,761	△ 11.4 2,922,911	43.4 3,184	△ 14.9 2,282	△ 43.2 844	△ 0.2 213,829
28	△ 9.1 2,723,287	△ 2.3 72,036	△ 9.3 2,651,251	13.9 3,625	24.9 2,850	40.3 1,184	△ 2.0 209,482
29	14.1 3,106,039	△ 23.3 55,275	15.1 3,050,764	△ 42.2 2,094	8.1 3,082	135.7 2,791	20.5 252,352
30	△ 3.9 2,983,402	23.6 68,310	△ 4.4 2,915,092	41.6 2,965	△ 72.3 854	△ 53.2 1,305	△ 12.1 221,853
元	3.4 3,086,059	3.4 70,641	3.4 3,015,418	160.5 7,725	150.5 2,139	72.4 2,250	14.2 253,433
2	△ 29.8 2,167,944	6.9 75,548	△ 30.6 2,092,396	△ 63.9 2,785	△ 31.4 1,468	△ 90.1 223	△ 11.1 225,353
3	10.6 2,397,079	△ 27.8 54,537	12.0 2,342,542	40.2 3,904	△ 23.6 1,121	593.3 1,546	△ 2.6 219,504
4	1.3 2,427,567	5.6 57,589	1.2 2,369,978	△ 31.0 2,692	13.5 1,272	△ 47.0 820	△ 12.3 192,489
5	△ 8.0 2,232,189	△ 13.2 49,998	△ 7.9 2,182,191	11.4 2,999	64.6 2,094	57.9 1,295	1.7 195,769
6	22.3 2,730,233	41.9 70,944	21.9 2,659,289	40.8 4,223	△ 22.8 1,617	△ 65.2 451	30.8 256,145
7	2.3 2,794,251	9.4 77,579	2.2 2,716,672	43.8 6,074	32.6 2,144	128.8 1,032	2.2 261,742

上段 前年対比伸率 %

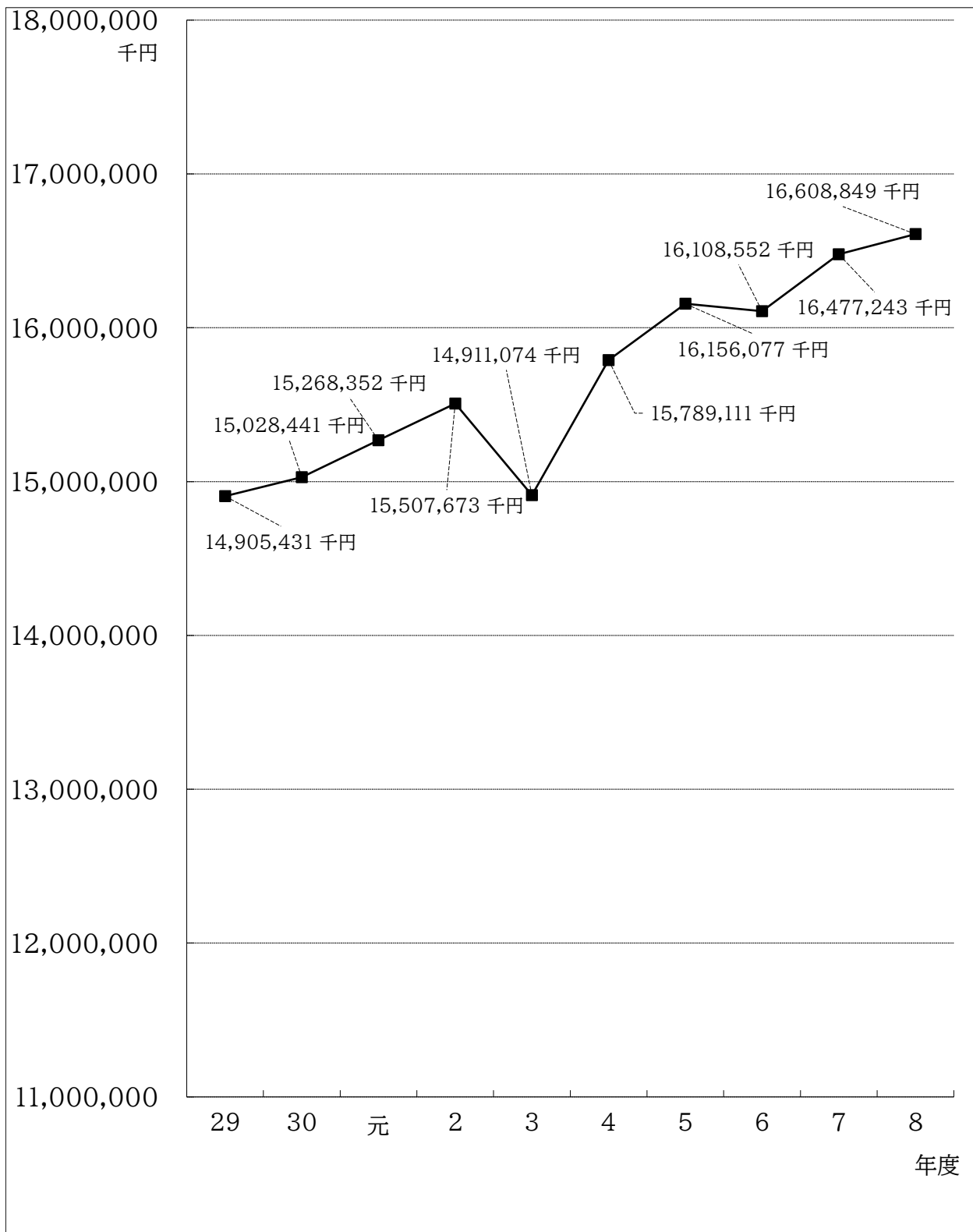
下段 決 算 額 千 円

製 造 業	卸 小 売 業	金 融 業	不 動 産 業	運 輸 通 信 業	電 力 ガ ス 業	サ ー ビ ス 業
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205
△ 25.4	△ 25.3	5.2	△ 6.9	△ 7.1	51.3	△ 0.7
721,944	487,311	879,443	72,192	180,736	37,294	323,852
△ 3.2	11.3	△ 46.3	32.4	18.5	152.3	△ 2.2
698,766	542,406	472,266	95,557	214,250	94,090	316,775
34.4	△ 2.8	36.5	3.7	△ 16.3	△ 22.3	3.4
939,211	527,331	644,798	99,088	179,221	73,145	327,651
△ 7.5	6.3	△ 17.0	62.9	6.5	△ 14.6	△ 5.8
868,944	560,403	535,334	161,445	190,788	62,445	308,756
5.6	△ 2.9	19.2	△ 9.8	△ 16.6	△ 17.6	△ 4.9
917,991	544,079	637,964	145,650	159,060	51,468	293,659
△ 43.4	△ 22.3	△ 35.5	△ 30.2	△ 25.4	△ 19.9	△ 15.8
519,157	422,924	411,722	101,606	118,736	41,241	247,181
33.0	2.8	17.3	△ 14.2	△ 31.6	204.7	△ 13.4
690,638	434,815	482,895	87,165	81,244	125,674	214,036
△ 1.0	11.7	13.3	△ 0.7	13.6	△ 72.4	13.1
683,954	485,734	547,327	86,573	92,319	34,671	242,127
4.9	0.4	△ 41.2	△ 10.8	3.6	70.3	3.2
717,653	487,550	322,051	77,257	95,612	59,037	220,874
8.9	7.6	60.7	41.0	△ 10.3	138.8	7.7
781,293	524,624	517,586	108,897	85,719	140,960	237,774
7.5	4.7	△ 4.7	△ 11.5	3.5	△ 27.5	16.1
839,696	549,426	493,284	96,320	88,750	102,163	276,041

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの

IV 固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額



(注) 1 8年度は7月末調定の数値
2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

区 分		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度
課税標準額	土 地	399,097,990千円	401,053,121千円	402,320,465千円	403,174,461千円
	家 屋	551,561,157	549,669,588	562,940,928	572,521,272
	償 却 資 産	213,719,784	210,505,085	220,813,405	221,382,295
	計	1,164,378,931	1,161,227,794	1,186,074,798	1,197,078,028
税 額		16,011,310	15,963,095	16,332,568	16,463,601
納 税 義 務 者		94,680人	94,662人	94,668人	94,462人

(注) 1 8年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

(2) 交付金

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度
算 定 標 準 額	10,340,529千円	10,389,850千円	10,333,969千円	10,374,953千円
税 額	144,767	145,457	144,675	145,248
納 税 義 務 者	15人	15人	15人	16人

(3) 固定資産税合計

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度
課 税 標 準 額	1,174,719,460千円	1,171,617,644千円	1,196,408,767千円	1,207,452,981千円
税 額	16,156,077	16,108,552	16,477,243	16,608,849

3 土地の概要

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積	6	202,535	47,805	26,329	40,606
(千㎡)	7	202,439	47,705	26,107	40,790
	8	202,343	47,605	25,893	40,875
評 価 額	6	(401,357,636) 1,077,966,086	(12,411,093) 24,808,469	(8,526,865) 27,643,840	(333,792,501) 955,974,828
()内は 課税標準額	7	(402,487,328) 1,079,148,227	(12,165,543) 23,767,079	(8,525,063) 26,964,303	(335,997,466) 960,450,921
(千円)	8	(403,219,087) 1,080,808,330	(11,989,650) 23,256,971	(8,464,174) 26,390,848	(336,325,501) 962,295,046
筆 数	6	378,405	39,074	36,098	237,666
(筆)	7	379,793	38,916	35,677	239,336
	8	380,745	38,752	35,316	240,254
提示平均価額	6		141	50	23,366
	7		141	50	23,366
(円/㎡)	8		141	50	23,366
平均価格	6	5,018	141 (169)	51 (83)	23,400 (196,990)
()内は 最高価格	7	5,024	141 (169)	51 (83)	23,403 (196,990)
(円/㎡)	8	5,036	141 (169)	51 (83)	23,400 (196,990)

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)
2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値
3 各年度とも概要調書の数値

鉾 泉 地	池 沼	山 林	原 野	雑 種 地
0.588	3,720	69,477	9,005	5,592
0.588	3,721	69,537	9,034	5,544
0.588	3,721	69,706	8,917	5,625
(66,901) 66,901	(102,783) 117,418	(1,492,209) 1,535,693	(323,675) 369,356	(44,641,609) 67,449,581
(66,901) 66,901	(102,759) 117,372	(1,493,849) 1,536,526	(309,875) 347,241	(43,825,872) 65,897,884
(66,901) 66,901	(102,650) 117,216	(1,507,773) 1,554,815	(282,776) 319,125	(44,479,662) 66,807,408
36	344	41,881	10,956	12,350
36	346	42,049	11,022	12,411
36	346	42,318	11,125	12,598
		20		
		20		
		20		
113,777 (1,875,935)	32 (8,310)	20 (122)	38 (40,736)	12,031 (162,000)
113,777 (1,875,935)	31 (8,310)	20 (122)	36 (40,736)	11,857 (162,000)
113,777 (1,875,935)	31 (8,310)	20 (122)	34 (40,736)	11,844 (162,000)

4 家屋の概要

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	6	122,356	18,831 千㎡
	7	122,375	18,882
	8	122,504	18,860,727
木 造	6	86,555	10,049
	7	86,395	10,049
	8	86,316	10,050,498
非 木 造	6	35,801	8,782
	7	35,980	8,833
	8	36,188	8,810,229

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

5 償却資産の概要

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	6	213,134,716 千円
	7	223,138,869
	8	223,971,172
構 築 物	6	38,777,525
	7	46,481,507
	8	48,464,932
機 械 及 び 装 置	6	80,149,973
	7	80,475,040
	8	78,479,533
船 舶	6	11,725
	7	8,557
	8	6,271
航 空 機	6	87,716
	7	54,847
	8	34,760
車 両 及 び 運 搬 具	6	1,247,518
	7	1,336,457
	8	1,504,021
工 具 器 具 及 び 備 品	6	27,185,494
	7	29,051,514
	8	29,607,295
法 第 3 8 9 条 関 係 分 (配 分)	6	65,674,765
	7	65,730,947
	8	65,874,360

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	平 均 価 格
550,490,357 千円	29,418 円
562,966,879	29,233
572,942,872	30,378
187,045,584	18,169
191,764,286	19,082
196,997,453	19,601
363,444,773	41,385
371,202,593	42,023
375,945,419	42,671

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
210,044,179 千円	1,064,704 千円	143,680,913 千円
220,013,373	1,223,188	153,340,200
221,289,234	1,277,489	154,396,268
38,244,415	161,586	38,082,829
45,977,917	159,498	45,818,419
47,996,385	150,221	47,846,164
78,145,270	827,497	77,317,773
78,438,859	918,623	77,520,236
76,939,347	922,756	76,016,591
11,725	0	11,725
8,557	0	8,557
6,271	0	6,271
87,716	0	87,716
54,847	0	54,847
34,760	0	34,760
1,105,329	71,094	1,034,235
1,075,777	130,340	945,437
1,139,359	182,331	957,028
27,151,162	4,527	27,146,635
29,007,431	14,727	28,992,704
29,557,635	22,181	29,535,454
65,298,562	—	—
65,449,985	—	—
65,615,477	—	—

6 年度別新增分家屋

区 分			令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	722	619	652
		床 面 積(m ²)	79,029	66,015	69,340
		決定価格(千円)	5,791,562	4,846,123	5,124,181
	その他	棟 数 (棟)	70	61	70
		床 面 積(m ²)	10,480	7,871	12,712
		決定価格(千円)	686,330	518,048	812,406
木造以外の家屋		棟 数 (棟)	363	285	331
		床 面 積(m ²)	76,383	62,857	70,455
		決定価格(千円)	8,212,755	8,039,232	7,636,950
合 計		棟 数 (棟)	1,155	965	1,053
		床 面 積(m ²)	165,892	136,743	152,507
		決定価格(千円)	14,690,647	13,403,403	13,573,537

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

区 分			令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	697	753	836
		床 面 積(m ²)	53,142	58,450	63,368
		決定価格(千円)	524,573	561,268	610,528
	その他	棟 数 (棟)	337	346	358
		床 面 積(m ²)	16,648	16,512	18,854
		決定価格(千円)	107,450	89,528	107,907
木造以外の家屋		棟 数 (棟)	226	254	275
		床 面 積(m ²)	27,125	40,075	102,236
		決定価格(千円)	543,322	991,479	3,601,972
合 計		棟 数 (棟)	1,260	1,353	1,469
		床 面 積(m ²)	96,915	115,037	184,458
		決定価格(千円)	1,175,345	1,642,275	4,320,407

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
消 費 本 数	249,178 千本	246,700 千本	242,736 千本
調 定 額	1,632,615 千円	1,616,381 千円	1,590,406 千円

2 入湯税

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
課 税 人 員	761,555 人	770,899 人	785,716 人
調 定 額	98,136 千円	99,267 千円	101,200 千円

3 都市計画税

区 分		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度
課 標 準 税 額	土 地	437,849,725 千円	440,391,023 千円	442,339,526 千円
	家 屋	432,503,379 千円	443,800,813 千円	451,365,750 千円
	計	870,353,104 千円	884,191,836 千円	893,705,276 千円
調 定 額		1,730,935 千円	1,758,533 千円	1,777,598 千円
納 税 義 務 者 数		61,138 人	61,090 人	61,246 人

備考 8年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

4 国民健康保険税

区 分	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度
調 定 額	4,573,210 千円	4,677,586 千円	4,801,756 千円
	29,505 世帯	28,800世帯	28,927 世帯
	7割軽減対象世帯数 8,412 世帯	7割軽減対象世帯数 7,995 世帯	7割軽減対象世帯数 8,030 世帯
	5割軽減対象世帯数 4,161 世帯	5割軽減対象世帯数 3,914 世帯	5割軽減対象世帯数 3,706 世帯
	2割軽減対象世帯数 3,026 世帯	2割軽減対象世帯数 2,850 世帯	2割軽減対象世帯数 2,868 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値

5 軽自動車税

(1) 種別割

区 分		年度	賦 課 期 日 現 在 台 数			非課税 官公署 ⁽²⁾	課税免除 減免等 ⁽³⁾	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調 定 額
			一 般	官 公 署	計 ⁽¹⁾				
総 数		6	105,784 台	487 台	106,271 台	487 台	1,753 台	104,031 台	814,517 千円
		7	106,311	486	106,797	486	1,733	104,578	834,577
		8	107,358	489	107,847	489	1,716	105,642	863,279
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	6	7,044	38	7,082	38	50	6,994	13,988
		7	6,814	38	6,852	38	41	6,773	13,546
		8	6,582	38	6,620	38	36	6,546	13,092
	125cc以下かつ 最高出力 4Kw以下	6	0	0	0	0	0	0	0
		7	0	0	0	0	0	0	0
		8	3	0	3	0	0	3	6
	特定小型	6	18	0	18	0	0	18	36
		7	43	0	43	0	0	43	86
		8	85	0	85	0	0	85	170
	50cc超 90cc以下	6	775	4	779	4	8	767	1,534
		7	752	4	756	4	8	744	1,488
		8	738	4	742	4	7	731	1,462
	90cc超 125cc以下	6	1,976	23	1,999	23	9	1,967	4,721
		7	2,017	23	2,040	23	6	2,011	4,826
		8	2,106	23	2,129	23	8	2,098	5,035
	ミ ニ カ ー	6	163	1	164	1	1	162	599
		7	160	1	161	1	1	159	588
		8	171	1	172	1	2	169	625
軽 自 動 車	二 輪 車 (125cc超 250cc以下)	6	3,576	10	3,586	10	1	3,575	12,870
		7	3,636	9	3,645	9	1	3,635	13,086
		8	3,683	9	3,692	9	1	3,682	13,255
	三 輪 車	6	0	0	0	0	0	0	0
		7	0	0	0	0	0	0	0
		8	0	0	0	0	0	0	0
	三 輪 車 (新税率)	6	0	0	0	0	0	0	0
		7	0	0	0	0	0	0	0
		8	0	0	0	0	0	0	0
	三 輪 車 (重課税率)	6	3	0	3	0	0	3	14
		7	3	0	3	0	0	3	14
		8	3	0	3	0	0	3	14
	三 輪 車 (75%軽課)	6	0	0	0	0	0	0	0
		7	0	0	0	0	0	0	0
		8	0	0	0	0	0	0	0
	三 輪 車 (50%軽課)	6	0	0	0	0	0	0	0
		7	0	0	0	0	0	0	0
		8	0	0	0	0	0	0	0
	三 輪 車 (25%軽課)	6	0	0	0	0	0	0	0
		7	0	0	0	0	0	0	0
		8	0	0	0	0	0	0	0
四 輪 車	乗 用	6	5	0	5	0	0	5	28
		7	2	0	2	0	0	2	11
		8	3	0	3	0	0	3	17
	自 家 用	6	15,526	19	15,545	19	371	15,155	109,116
		7	12,197	9	12,206	9	287	11,910	85,752
		8	8,374	6	8,380	6	189	8,185	58,932
	貨 物 用	6	107	0	107	0	0	107	321
		7	91	0	91	0	2	89	267
		8	50	0	50	0	1	49	147
	自 家 用	6	3,378	66	3,444	66	45	3,333	13,332
		7	2,415	55	2,470	55	27	2,388	9,552
		8	1,674	42	1,716	42	17	1,657	6,628
乗 用 車	営 業 用 (新税率)	6	7	0	7	0	1	6	41
		7	8	0	8	0	1	7	48
		8	15	0	15	0	1	14	97
	自 家 用 (新税率)	6	30,530	45	30,575	45	637	29,893	322,844
		7	33,681	69	33,750	69	680	33,001	356,411
		8	36,860	77	36,937	77	744	36,116	390,052
	貨 物 用 (新税率)	6	349	0	349	0	2	347	1,319
		7	392	0	392	0	0	392	1,490
		8	417	0	417	0	1	416	1,580
自 家 用 (新税率)	自 家 用 (新税率)	6	8,741	103	8,844	103	69	8,672	43,360
		7	9,542	108	9,650	107	74	9,469	47,345
		8	10,336	113	10,449	113	81	10,255	51,275

備考 7月1日現在の現年課税分

区 分				年度	賦 課 期 日 現 在 台 数			非課税 (官公署) (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調 定 額
					一 般	官 公 署	計 (1)				
軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車	四輪	乗用	営業用 (重課税率)	6 7 8	8 台 18 20	0 台 0 0	8 台 18 20	0 台 0 0	0 台 0 0	8 台 18 20	66 千円 148 164
			自家用 (重課税率)	6 7 8	15,727 16,375 17,977	39 43 44	15,766 16,418 18,021	39 43 44	442 483 506	15,285 15,892 17,471	197,177 205,007 225,376
			営業用 (重課税率)	6 7 8	177 178 155	0 0 0	177 178 155	0 0 0	3 2 2	174 176 153	783 792 689
		自家用 (重課税率)	6 7 8	9,629 9,820 9,822	79 79 88	9,708 9,899 9,910	79 80 88	109 116 115	9,520 9,703 9,707	57,120 58,218 58,242	
		乗用	営業用 (75%軽課)	6 7 8	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
			自家用 (75%軽課)	6 7 8	98 40 38	21 7 0	119 47 38	21 7 0	1 0 1	97 40 37	262 108 100
			営業用 (75%軽課)	6 7 8	0 1 0	0 0 0	0 1 0	0 0 0	0 0 0	0 1 0	0 1 0
		自家用 (75%軽課)	6 7 8	4 23 23	0 1 3	4 24 26	0 1 3	0 0 0	4 23 23	5 30 30	
		乗用	営業用 (50%軽課)	6 7 8	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
			自家用 (50%軽課)	6 7 8	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
			営業用 (50%軽課)	6 7 8	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		自家用 (50%軽課)	6 7 8	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	二輪	乗用	営業用 (25%軽課)	6 7 8	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
			自家用 (25%軽課)	6 7 8	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
			営業用 (25%軽課)	6 7 8	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		自家用 (25%軽課)	6 7 8	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
		雪 上 用		6 7 8	2 2 2	0 0 0	2 2 2	0 0 0	0 0 0	2 2 2	7 7 7
				6 7 8	3,499 3,548 3,601	3 3 2	3,502 3,551 3,603	3 3 2	1 1 1	3,498 3,547 3,600	8,395 8,513 8,640
		小型特殊 (その他)		6 7 8	553 575 583	14 14 15	567 589 598	14 14 15	0 0 0	553 575 583	3,263 3,393 3,440
				6 7 8	3,889 3,978 4,037	22 23 24	3,911 4,001 4,061	22 23 24	3 3 3	3,886 3,975 4,034	23,316 23,850 24,204

(2) 環境性能割

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
環 境 性 能 割	57,882 千円	66,517 千円	75,059 千円

6 利子割交付金

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
長 野 県 全 体	85,452 千円	117,848 千円	544,687 千円
松 本 市	11,289 千円	15,531 千円	71,809 千円

7 配当割交付金

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
長 野 県 全 体	1,565,824 千円	2,119,587 千円	2,228,325 千円
松 本 市	206,884 千円	279,282 千円	293,841 千円

8 株式等譲渡所得割交付金

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
長 野 県 全 体	1,558,968 千円	2,825,226 千円	3,463,977 千円
松 本 市	205,959 千円	372,044 千円	456,937 千円

9 ゴルフ場利用税交付金

区 分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
交 付 金	30,641 千円	30,457 千円	29,754 千円

10 口座振替納付の状況調(令和7年度振替済分)

税目	合計	口座振替合計	全調定に対する割合
市県民税 (普通徴収)	件数	26,259 件	24.0 %
	税額	1,751,335 千円	33.1 %
固定資産税 都市計画税	件数	157,682 件	42.1 %
	税額	9,575,234 千円	49.7 %
軽自動車税 (全期)	件数	18,274 件	17.4 %
	税額	124,543 千円	14.9 %

税目	期別	1期	2期	3期	4期
市県民税 (普通徴収)	件数	8,163 件	6,052 件	6,050 件	5,994 件
	税額	633,553 千円	366,295 千円	371,261 千円	380,226 千円
固定資産税 都市計画税	件数	46,451 件	37,542 件	36,869 件	36,820 件
	税額	3,526,270 千円	2,032,437 千円	2,011,267 千円	2,005,260 千円
軽自動車税 (全期)	件数	18,274 件			
	税額	124,543 千円			

税目	合計	口座振替合計	全調定に対する割合
国民健康 保険税 (普通徴収)	件数	80,279 件	46.3 %
	税額	1,966,245 千円	44.0 %

税目	期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
国民健康 保険税 (普通徴収)	件数	9,051 件	9,189	9,186	8,834	8,785	8,818	8,699	8,761	8,956
	税額	218,645 千円	220,052	221,767	216,766	216,250	215,950	214,944	216,558	225,313

11 市税の徴収に要する経費

区 分		令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
税 収 入 額	1 市 税	38,317,551 千円	38,157,577 千円	40,290,303 千円
	2 個 人 県 民 税	9,749,727	9,265,403	10,419,559
	3 計	46,890,788	48,067,278	50,709,862
市税及び個人県民税に係る徴税費	4 基 本 給	301,128	338,580	350,275
	5 諸 手 当	198,717	194,141	240,877
	(1) 超 過 勤 務 手 当	26,307	33,730	35,867
	(2) 税 務 特 別 手 当	1	0	0
	(3) そ の 他 の 手 当	167,833	197,163	205,010
	6 そ の 他	153,408	162,788	179,198
	7 小 計	659,673	648,677	770,350
	8 旅 費	1,306	1,159	1,177
	9 賃 金	-	-	-
	10 そ の 他	172,187	293,537	476,232
	11 小 計	323,238	173,493	477,409
	12 前納報奨金・その他	20	18	20
	13 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
	14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0
	15 小 計	20	20	20
	そ の 他	202,673	145,398	163,486
	17 合 計	1,183,629	1,146,275	1,411,265
県 民 税 徴収取扱費	18 納税義務者数等による金額	375,523	380,382	378,456
	19 報奨金の額に相当する金額	0	0	0
	20 合 計	370,553	375,523	378,456
21 市 税 に 係 る 徴 収 費 (17-20)		813,076	770,752	1,032,809
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)		2.5 円	2.4 円	2.8 円
市 税 に 係 る 徴 税 経 費 (百円当たり)		2.2 円	2.0 円	2.6 円

備考 12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

12 証明・閲覧に関する調

(1) 令和8年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租 税 ・ 公 課 に 関 す る 証 明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固 定 資 産 課 税 台 帳 (名 寄 帳) の 閲 覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固 定 資 産 課 税 台 帳 (名 寄 帳) の 交 付	1件	300円	納税義務者、1年度ごとを1件とする。
土 地 ・ 家 屋 に 関 す る 証 明	1件	300円	筆数、棟数に関わらず、土地、家屋を所有している場合、それぞれ1件とする。
住 宅 用 家 屋 証 明	1件	1,300円	
土地図面の閲覧・複写交付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

備考 1「租税・公課に関する証明」中の「所得及び課税額証明」について、コンビニ交付の場合は1件250円

2「固定資産課税台帳(名寄帳)の交付」「土地・家屋に関する証明」は、令和7年10月14日から加算を廃止

(2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所 得 及 び 課 税 額 証 明	営 業 証 明 (法 人)	納 税 証 明 (一 般)	納 税 証 明 (車 検 用)	資 産 に 関 す る 証 明 (土 地 ・ 家 屋 等)	資 産 に 関 す る 証 明 (加 算 分)	登 記 用 通 知	合 計
5	26,600 (5,656)	304	10,609	2,214	9,395 (266)	11,239 (639)	11,372	71,733
6	26,939 (5,493)	301	8,277	1,505	7,393 (252)	10,245 (267)	10,483	65,143
7	26,717 (5,525)	276	5,179	1,116	7,430 (185)	5,034 (269)	10,442	56,194

備考 「所得及び課税額証明」「資産に関する証明」の()は無料件数を内数で表示

(3) 閲覧及び交付状況

(単位 件)

区分	年度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令和7年度
土地図面の閲覧及び複写交付		627	421	383

税目	年度		令和6年度		
	区分				
市 控 除	収入より控除	青色専従者	完全給与額		
		白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円		
		給与所得控除	最低	550,000円	
			最高	1,950,000円(給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり)	
	所得控除	雑 損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
		医 療 費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除(限度額2,000,000円) (2)セルフメディケーション税制(限度額88,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額) 支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円
			社 会 保 険 料	支払った金額の全額	
		小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
		生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
			(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円
	各保険料控除全体での控除適用限度額		(新・旧契約ともに)70,000円		
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
障・寡・ひ・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円) ひとり親300,000円				
扶 養	一般扶養	330,000円(16歳以上)			
	特定・老人扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)			
	同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属でかつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者)			
	配 偶 者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)			
配偶者特別	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円				
基 礎	430,000円(合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は290,000円、2,450万円超2,500万円以下は150,000円、2,500万円超は0円)				
民 税 率	個人所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
		均 等 割	3,000円 {合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}		
		税 割	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4% ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から		
			法人均等割	資本金等の額	従業員数
	(1) 1千万円以下	50人以下		50,000円	
	(2) 1千万円以下	50人超		120,000円	
	(3) 1千万円超1億円以下	50人以下		130,000円	
	(4) 1千万円超1億円以下	50人超		150,000円	
	(5) 1億円超10億円以下	50人以下		160,000円	
	(6) 1億円超10億円以下	50人超		400,000円	
	(7) 10億円超50億円以下	50人以下		410,000円	
	(8) 10億円超50億円以下	50人超		1,750,000円	
(9) 50億円超	50人以下	410,000円			
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配当控除	配 当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%	※私募証券投資信託等に係るものを除く		
		課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%			
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額				
寄 附 金 控 除	都道府県・市区町村……{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等……(寄附金－2000円)×6%				
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用				
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5				
所得割課税の調整措置	[35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+32万円(扶養のあるときのみ)] －{総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除)}]×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)				
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)				
非課税限度額	1,350,000円(障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親)				

税目		年度		令和6年度							
		区分									
固定資産税	税率		1.4 %								
	免税点		土地 30万円		家屋 20万円		償却資産 150万円				
	その他	商業地	評価負担水準		課税標準額算出方法		農地	評価負担水準		負担率	
			商	70%超	評価額の70%まで引下げ			90%以上	1.025		
				60%以上～70%以下	前年度課税標準額据置き						
			業	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%					80%～90%	1.05
				地						70%～80%	1.075
										70% 未満	1.10
		住宅地	評価負担水準		課税標準額算出方法						
			住	100%以上	本則課税となり引下げ						
20%以上100%未満				①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額							
地		20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%								
< A >・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率											
1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。											
*負担水準＝ $\frac{\text{令和5年度課税標準額}}{\text{令和6年度評価額} \times \text{特例}}$											
軽自動車税	税率	種別割	(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)		(2)三輪以上の軽自動車 (単位:円)						
			原付	特定小型	2,000						
				50cc以下	2,000						
				50cc超90cc以下	2,000						
				90cc超125cc以下	2,400						
				ミニカー	3,700						
			小型特殊	農耕作業用	2,400						
				その他	5,900						
			二輪の軽自動車・雪上車	3,600							
			二輪の小型自動車	6,000							
環境性能割	燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%										
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等		$\frac{6,552\text{円}}{1,000\text{本}}$							
	その他	返還に係る製造たばこについても同様									
入湯税		宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円									
都市計画税	税率	0.2%									
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの									
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。									
国民健康保険税			区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額				
			医療分	8.1%	21,700円	18,800円	650,000				
			支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	240,000				
			介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000				

税目	年度		令和7年度	
	区分			
収入より控除	青色専従者		完全給与額	
	白色専従者		最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円	
	給与所得控除	最低	550,000円	
		最高	1,950,000円(給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり)	
所得控除	雑損		総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額	
	医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除(限度額2,000,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額)
			(2)セルフメディケーション税制(限度額88,000円)	支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円
	社会保険料		支払った金額の全額	
	小規模企業共済等掛金		小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金	
	生命保険料控除		(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円
			(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 支払保険料の全額 (2) 12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2+ 6,000円 (3) 32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円を超える場合 一律28,000円
			各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに)70,000円
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円		
	障・寡・ひ・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円) ひとり親300,000円		
	扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)	
		特定・老人扶養 同居老親等扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上) 450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属でかつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者)	
	配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)		
	配偶者特別基礎	納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円 430,000円(合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は290,000円、2,450万円超2,500万円以下は150,000円、2,500万円超は0円)		
	民税	個人	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者＋扶養親族数＋1)＋32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
均等割			3,000円 {合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者＋扶養親族数＋1)＋10万円＋18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}	
法人		税割	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4% ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から	
		均等割	資本金等の額 従業員数	
			(1) 1千万円以下 50人以下 50,000円	
			(2) 1千万円以下 50人超 120,000円	
			(3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円	
			(4) 1千万円超1億円以下 50人超 150,000円	
			(5) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円	
			(6) 1億円超10億円以下 50人超 400,000円	
			(7) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円	
			(8) 10億円超50億円以下 50人超 1,750,000円	
(9) 50億円超 50人以下 410,000円				
(10) 50億円超 50人超 3,000,000円				
配当控除		配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8% ※私募証券投資信託等に係るものを除く	
住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額			
寄附金控除	都道府県・市区町村……………{(寄附金－2000円)×6%}＋{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等……………(寄附金－2000円)×6%			
申告特例控除	特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用			
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5			
所得割課税の調整措置	[{35万円×(同一生計配偶者＋扶養親族数＋1)＋10万円＋32万円(扶養のあるときのみ)} －{総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除)}]×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)			
外国税額控除	所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)			
非課税限度額	1,350,000円(障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親)			

税目		年度	令和7年度										
区分													
固定資産税	税率		1.4 %										
	免税点		土地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円										
	その他	商業地		評価負担水準		課税標準額算出方法			評価負担水準		負担率		
			70%超 60%以上～70%以下 60%未満			評価額の70%まで引下げ 前年度課税標準額据え置き 前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%		農地	90%以上 80% ～ 90% 70% ～ 80% 70% 未満		1.025 1.05 1.075 1.10		
	住宅地	評価負担水準		課税標準額算出方法									
		100%以上 20%以上100%未満 20%未満			本則課税となり引下げ ①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額 上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%								
		< A > … 今年度の評価額×住宅用地の特例率											
		1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。											
		*負担水準＝ $\frac{\text{令和6年度課税標準額}}{\text{令和7年度評価額}\times\text{特例}}$											
軽自動車税	税率	種別割	(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)		(2)三輪以上の軽自動車 (単位:円)								
			原付	特定小型	2,000	三輪のもの		①	②	③	④	⑤	⑥
				50cc以下	2,000	四輪 乗用	①	②	③	④	⑤	⑥	
	50cc超90cc以下	2,000		乗用 営業用	①	②	③	④	⑤	⑥			
90cc超125cc以下	2,400	四輪 貨物		①	②	③	④	⑤	⑥				
ミニカー	3,700	乗用 営業用	①	②	③	④	⑤	⑥					
小型 農耕作業用	2,400	①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車 ②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車 ③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車 ④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減 ⑤R12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成・50%軽減 ⑥R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成・25%軽減 ※④～⑥は、R3.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用) ※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。 また、三輪のものは、乗用営業用に限る。											
特殊 その他	5,900												
二輪の軽自動車・雪上車	3,600												
二輪の小型自動車	6,000												
環境性能割		燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%											
市たばこ税	税率	$\frac{6,552\text{円}}{1,000\text{本}}$											
	その他	紙巻たばこ等 返還に係る製造たばこについても同様											
入湯税		宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円											
都市計画税	税率	0.2%											
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの											
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。											
国民健康保険税			区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額						
			医療分	8.1%	21,700円	18,800円	660,000円						
			支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	260,000円						
			介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000円						

税目	年度		令和8年度	
	区分			
収入より控除	青色専従者		完全給与額	
	白色専従者		最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円	
	給与所得控除	最低	650,000円	
		最高	1,950,000円(給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり)	
所得控除	雑損		総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額	
	医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除(限度額2,000,000円)	(支払った医療費－保険金等により補てんされる金額)－(総所得金額等の合計金額の5%又は、100,000円のいずれか少ない額)
			(2)セルフメディケーション税制(限度額88,000円)	支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円
	社会保険料		支払った金額の全額	
	小規模企業共済等掛金		小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金	
	生命保険料控除		(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円
			(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 支払保険料の全額 (2) 12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2+ 6,000円 (3) 32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円を超える場合 一律28,000円
			各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに)70,000円
	地震保険料		地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円	
	障害・寡・ひ・勤		障害・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円) ひとり親300,000円	
	扶養	一般扶養	330,000円(16歳以上)	
		特定・老人扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(老人70歳以上)	
		特定親族特別控除	生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額(580,001円～1,230,000円)により30,000円～450,000円	
		同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属でかつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者)	
	配偶者		330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)	
	配偶者特別		納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額(580,001円～1,330,000円)により10,000円～330,000円	
基礎		430,000円(合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は290,000円、2,450万円超2,500万円以下は150,000円、2,500万円超は0円)		
税率	個人	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額	
		均等割	3,000円 {合計所得金額が31万5千円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人}	
	法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6% ・資本金等の額が1億円以上の法人8.4% ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から	
		均等割	資本金等の額	従業員数
(1) 1千万円以下			50人以下 50,000円	
(2) 1千万円以下			50人超 120,000円	
(3) 1千万円超1億円以下			50人以下 130,000円	
(4) 1千万円超1億円以下			50人超 150,000円	
(5) 1億円超10億円以下			50人以下 160,000円	
(6) 1億円超10億円以下			50人超 400,000円	
(7) 10億円超50億円以下			50人以下 410,000円	
(8) 10億円超50億円以下			50人超 1,750,000円	
(9) 50億円超	50人以下 410,000円			
(10) 50億円超	50人超 3,000,000円			
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6% 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%	※私募証券投資信託等に係るものを除く	
	住宅借入金等特別税額控除	(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額(所得税の課税総所得金額等の3%と58,500円のいずれか少ない金額を限度) ただし特定取得に該当する場合には、「3%」を「4.2%」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額		
寄附金控除		都道府県・市区町村……{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率×3/5} 県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等……(寄附金－2000円)×6%		
申告特例控除		特例控除*(課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合)*3/5 ※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用		
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除		配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5		
所得割課税の調整措置		[{35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+10万円+32万円(扶養のあるときのみ)} －(総所得金額等－(市県民税所得割－税額控除))×(市民税所得割－税額控除)/(市県民税所得割－税額控除)		
外国税額控除		所得税の外国税額控除限度額の18%(所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ)		
非課税限度額		1,350,000円(障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親)		

年度		令和8年度										
税目	区分											
	税率	1.4 %										
固定資産税	免税点	土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円										
	その他	評価負担水準		課税標準額算出方法		評価負担水準		負担率				
		商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ		農地	90%以上	1.025				
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き			80% ～ 90%	1.05				
			60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%			70% ～ 80%	1.075				
						70% 未満	1.10					
		住宅地	評価負担水準		課税標準額算出方法							
			100%以上	本則課税となり引下げ								
			20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額								
			20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%								
		< A > … 今年度の評価額×住宅用地の特例率										
	1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。											
*負担水準＝ $\frac{\text{令和7年度課税標準額}}{\text{令和8年度評価額} \times \text{特例}}$												

軽自動車税	税率	(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車 (単位:円)										(2)三輪以上の軽自動車 (単位:円)				
		原付	特定小型	2,000	三輪	①	②	③	④	⑤						
			50cc以下(0.6kw以下)		四輪 乗用 自家用	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000						
			125cc以下かつ 最高出力4.0kw以下		四輪 乗用 営業用	7,200	10,800	12,900	2,700	特例対象外						
			50cc超90cc以下(0.8kw以下)		四輪 貨物 自家用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500						
			90cc超125cc以下(1.0kw以下)		四輪 貨物 営業用	4,000	5,000	6,000	1,300	特例対象外						
			ミニカー			3,000	3,800	4,500	1,000	特例対象外						
		小型特殊	農耕作業用	2,400	①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車											
		二輪の軽自動車・雪上車	3,600	②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車												
		二輪の小型自動車	6,000	③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車												
												④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減				
												⑤R12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成・50%軽減				
										※④～⑤は、R7.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用)						
										※⑤は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。						

市たばこ税	税率	6,552円 紙巻たばこ等 1,000本	
	その他	返還に係る製造たばこについても同様	

入湯税		宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円	
宿泊税		宿泊客1人1泊につき100円	

都市計画税	税率	0.2%	
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの	
	その他	市街化区域のみ課税 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。	

国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	18歳以上均等割	賦課限度額
	医療分	8.1%	21,700円	18,800円	-	670,000円
	支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	-	260,000円
	子ども分	0.3%	850円	780円	45円	30,000円
	介護分	2.6%	6,700円	6,400円	-	170,000円

市 税 概 要

令和8年10月

編 集 松 本 市 財 政 部
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所
松本市丸の内3番7号
TEL 34-3000